

議員の  
資質向上  
めざし

調査研究に1万5千円  
政務活動費を交付

政務活動費とは？

議会の活性化と議員の資質向上を図るためには、その審査能力を強化していく必要があります。

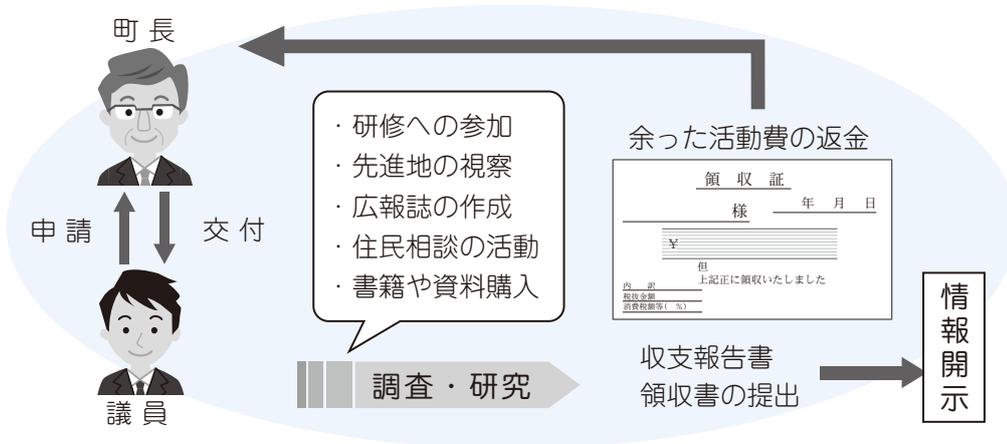
政務活動費は議員の資質を高める。調査研究費に必要な経費の一部として交付されます。

政務活動費はいくら？

月額1万5千円(年額18万円)

請求のあった議員に対し、毎年4月と10月に半年分を一括して交付します。

交付額に残額がある場合、議員は差額を返還します。



どんなことに使えるの？

- 調査や視察の交通費など
- 研修・会議の開催
- 研修・会議に参加する費用
- 広報誌や報告書の作成費
- 要請や住民相談の活動
- 書籍や資料の購入費

透明性の確保が重要

調査費が交付されるため、使途が不透明であってはなりません。収支報告書や領収書添付を義務付けました。

また、議員の調査研究活動の実態を踏まえながら、使途基準を制定をしました。

各議員の資質向上のために

町民福祉の向上や地域発展のためには、先進事例を学ぶなど各議員の学習がますます重要になります。ルールをきちんと確認しながら政務活動を行います。

勤労青年教育の発展を  
要望書(陳情)を採択

勤労青年の支援体制が充実することは、地域の発展にもつながります。

町議会は左記の要望を全会一致で採択しました。

1. 町の総合計画や教育基本計画に勤労青年の存在を位置付け、支援に取り組むこと。

2. 青年会など勤労青年の声を町政に十分反映すること。

3. 公民館や青年教育施設に専門職員を配置し、環境整備に努めること。青年の学習・集団活動の財政的支援すること。

陳情 日本青年団協議会